

第22期第8回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月9日（月） 14時00分～15時00分
- 2 開催場所 佐呂間町 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、清野一幸、
鈴木英樹、片川隆市、飯田弘明、石塚治、馬場浩一、
石本武男、阿部興志輝、大澤真人（以上13名）
- 4 欠席委員 深山和彦、元角文雄（以上2名）
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
- 7 議事事項
議案第1号 オホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業承認について
議案第2号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）
議案第3号 定置漁業権相続人の適格性について（答申）
- 8 報告事項
報告第1号 くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について
報告第2号 定置漁業権に係る資源管理の状況等報告について
報告第3号 北海道資源管理方針の一部改正及び北海道知事管理漁獲可能量の決定について
報告第4号 秋さけ遊漁対策について

(渡邊事務局長)

定刻より若干早いのですが、皆さんお揃いとなりましたのでただいまから第22期第8回網走海区漁業調整委員会を開催いたします。

初めに、横内会長よりご挨拶を申し上げます。

(横内会長)

それでは開催にあたりまして一言申し上げます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、オホーツク総合振興局からは、伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜りました。

先月29日に当委員会の前会長である阿部滋さんがお亡くなりになりました。阿部さんは昭和56年に委員に就任をされまして、平成31年までの10期37年の大変長い期間にわたりご尽力をいただきました。

特に平成24年に会長となられた後は、先頭に立って、各種漁業の調整や浜の民主化を進めていただいたところでございます。

故人のこれまでのご功績に感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、本日は久しぶりに皆様方が一堂に会する形での会議開催とさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、書面開催での書類審査など何かとご面倒だったかと思いますが、ご協力をいただきましたことをこの場をお借りしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

5月に入り、海明けを迎えまして、毛ガニやホタテの漁場整備あるいは沖合底びき網などの漁業が始まっております。

また地区によってはホタテの稚貝放流も始まっており、今年の稚貝は大変成長が良いというお話も聞いております。

他方、斜里町ウトロ沖では、遊覧船の大変痛ましい事故も発生しております。斜里町の両漁協からも多数の漁船が連日にわたり、行方不明の捜索にあたっていると伺っております。そのご尽力に頭の下がる思いでございます。

今回の事故は、漁船に関するものではございませんが、やはり絶対に海難事故はあってはならないものと強く感じております。

委員の皆様をはじめ関係者の方々には、より一層海難事故の防止についてご指導とご尽力をお願いしたいと思います。

本日の会議で予定をしております議題は議案が3件、報告事項が4件となっております。委員の皆様には、積極的なご発言とあわせて円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。

(渡邊事務局長)

次に本日の委員会にご臨席されている方々をご紹介します。
オホーツク総合振興局の伊藤水産課長と村上漁業管理係長です。

次に出席人員の報告をいたします。

委員数15名中、本日の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

(横内会長)

それではこれより会議に入ります。
議事録署名委員の選出についてですが、委員会規程により私から指名させていただきます。

(委員一同)

異議なし。

(横内会長)

それでは新谷委員と大澤委員に議事録の署名をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

議案第1号オホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業承認について

て上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

議案第1号について、ご説明いたします。資料の議案第一号ご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、前回の第22期第7回で決定し、令和4年3月18日付けで発動いたしましたオホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業に係る委員会指示に基づく承認についてでございます。

委員会指示の発動と資料にあります1ページから5ページのとおり、雄武漁業協同組合所属の出戸道雄、本名勉の2名から、令和4年度のかすべ固定式刺し網漁業の承認申請書の提出がございました。

これまで、雄武漁業協同組合からは毎年2名のかすべ固定式刺し網漁業の申請がございましたが、委員会指示第2号の6(1)で定める承認対象となる前年度委員会の承認を受けて誠実に営んだ実績を有するものであります。

また、委員会指示第2-7に規定する承認をしない場合にも該当するものでもなかったことから、承認してきた経緯がございます。

ただし、今回申請がございました2名の申請者は前年度委員会の承認を受け、誠実に営んだ実績を有するものでなく、新規の申請者となっております。

申請がありました両名について説明いたしますと、まず出戸道雄は昨年度まで承認を受けていた出戸清の息子であり、出戸清から漁業を継承して引き継ぐものでございます。

また、本名勉は昨年度まで承認を受けていた山田秀樹の義理の息子であり、こちらも山田秀樹から継承して漁業を引き継ぐものであります。

両名とも父親の所有船に乗船し、かすべ固定式刺し網漁業に従事してきた実績も有しております。

加えて、資料5ページの雄武漁業協同組合の意見書にありますとおり、委員会指示第2の7に規定する承認をしない場合にも該当しないものと考えられます。

申請者の操業承認につきまして、よろしくご審議のほどお願いします。

(横内会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等ございませんでしょうか。

(片川委員)

今回、申請した出戸道雄及び本名勉は昨年度、承認を受けていた出戸清及び山田秀樹の後継者であり、実際に乗船しかすべ刺し網漁に出漁した経験もあることから特段、承認に支障がないものと思いますので審議いただきたいと思います。

(横内会長)

ただいま片川委員より承認に支障がない旨の発言がございましたが、他にご意見ございませんでしょうか。

(委員一同)

ありません。

(横内会長)

特にないようですので、出戸道雄及び本名勉にオホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の承認をしてもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(横内会長)

それでは、そのように決定をいたします。

次に議案第2号と第3号でございますが、同じ定置漁業権相続人の適格性についてでございますので、併せて上程をいたします。

事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

議案第2号について、ご説明いたします。議案第2号の資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、網走市の澤野祐見子から北海道知事へ相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届出がありました。それを受けまして、知事から

当委員会に対して、届け出人における適格性について諮問があったものです。

届出の内容は、網さけ定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、網小さけ定第1号、小清水さけ定第1号、第2号、第3号、第4号の持分0.5を前権利者の澤野洋から相続人である澤野祐見子が相続したというものです。

添付資料としまして、1ページ目に知事からの諮問文の写し、2ページ目に相続人と被相続人との関係を示しました相続関係図を添付しております。

被相続人の澤野洋は、妻の祐見子と長男の竜、長女の安藤菜保子がおりますが、祐見子が持分を相続することについて同意が整っております。

5ページ目から11ページ目までは、相続する漁業権の内容としまして、免許状の写しを抜粋して添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、資料の12ページに相続人澤野由美子より提出された免許についての適格性に関する誓約書を添付しております。その中で相続人は、漁業法第72条第1項、第2号から第4号のいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しております。

続きまして議案第3号について、ご説明いたします。

議案第3号の資料をご覧ください。同じく今回審議いただく内容は、網走市の澤野竜から北海道知事へ相続による漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づき届出があり、それを受けて知事から当委員会に対し、届け出人に係る適格性について諮問があったものでございます。

届出の内容は、網さけます定第2号、第4号、第7号、第8号、第12号、第15号、第17号、第20号、第21号、第26号、第27号の持分0.84を前権利者の澤野洋から相続人の澤野竜が相続したというものです。

添付書類としまして、1ページ目に知事からの諮問文の写し、2ページ目に相続人と被相続人との関係を示した相続関係図を添付しております。

被相続人の澤野洋には、妻の祐見子と長男の竜、長女の安藤菜保子がおりますが、竜が持分を相続することについて同意が整っております。

5ページ目から10ページ目までに相続する漁業権の内容としまして、免許状の写しを抜粋して添付しております。

なお、11ページ目に相続人、澤野竜より提出された免許についての適格性に関する誓約書を添付しております。その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号のいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを、誓約しております。

以上で議案第2号および第3号の説明を終わります。

適格性の有無について、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(横内会長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(新谷委員)

相続人の澤野祐見子及び澤野竜は事務局から説明があった経緯にあり、適格性があるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(横内会長)

ただいま新谷委員より、相続人は適格性を有するものと発言がございましたが、他にご意見等ございますでしょうか。

(委員一同)

ありません。

(横内会長)

特にないようですので、相続人は適格性があるものと認めて、その旨知事に答申することによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(横内会長)

それではそのように決定をいたします。

次に報告第1号クロマグロに関する知事管理漁獲可能量の変更について事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

報告第1号の資料をご覧ください。

クロマグロに関します知事管理漁獲可能量は令和3年3月29日に公表され、以降順次、漁獲状況などに合わせて大型魚、小型魚をそれぞれで保留枠を配分したり、漁業種間や地区間で融通したりして配分量を変更してきておりました。

今回の変更は、令和4年2月28日付けで実施されております。

変更の理由は、令和3年の北海道における各漁業が終了し、その結果生じた漁獲可能量の残量を他県に譲渡するためのもので、例年この時期に水産庁の仲介により実施されているものです。

オホーツク総合振興局管内では定置網漁業の小型魚の漁獲枠が、0.31トンが0.3017トンに、定置網漁業の大型魚が0.1トンから0.079トンに変更されております。

また、漁船漁業の大型魚につきましては十勝、釧路、根室との共有の漁獲可能量となりますが、こちらが0.5トンから0.135トンに変更されております。

詳しくは資料の3ページ目以降に、水産事務部長からの通知文と告示文を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上がクロマグロに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る報告となります。

(横内会長)

委員の皆様方からのご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(委員一同)

ありません。

(横内会長)

特にないようでございますので、次に報告第2号定置漁業権に係る資源管理の状況等報告について、事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

報告第2号の資料をご覧ください。

1ページ目にありますとおり、令和4年3月2日付け漁管第3864号により、北海道知事

から定置漁業権に係る資源管理の状況等についての報告がございました。

漁業法の改正により、漁業権者の責務としまして漁業法第74条により漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとするとしております。そのことに伴いまして同法第90条で漁業権者は農林水産省令で定めるところにより、その有する漁場権の内容たる漁業における資源の管理状況、漁場の活用の状況、その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととされました。

また、都道府県知事は農林水産省令で定めるところにより、この報告を海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとするとしております。

今回の報告は、これらの規定に基づくもので報告の対象となりましたのは、管内のさけ・ます定置漁業権の165件となります。

165件中164件は、資源管理が適切に取り組まれております。

また、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。

残りの1件につきましては、漁場に砂が堆積したため定置網が設置できず休漁となっております。

以上が報告第2号の定置網漁業権に係る資源管理状況等の報告についての説明となります。

(横内会長)

委員の皆さんからご質問等ございますか。

(委員一同)

ありません。

(横内会長)

特にないようですので、報告第3号北海道資源管理方針の改正について事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

報告第3号の資料をご覧ください。

北海道資源管理方針の一部改正および北海道知事管理漁獲可能量の決定につきましては、それぞれ令和4年2月28日付けで北海道知事から諮問があり、書面開催となりました第7回網走海区漁業調整委員会におきまして審議され、異議なく可決となり、その旨答申していたところでございます。

今回、北海道資源管理方針の一部が改正され、また北海道知事管理漁獲可能量が決定されたことから、令和4年3月25日付けで水産林務部長から通知がございました。北海道資源管理方針の一部改正と、北海道知事管理漁獲可能量につきましては、第7回委員会で審議いただいた内容と同様でありますので、詳細な内容については割愛し、網走海区に関する方針の変更と知事管理漁獲量について簡単に説明いたします。

まず、北海道資源管理方針の改正につきましては、くろまぐろとするめいかになります。

くろまぐろにつきましては、これまで海域や漁法により区分を細分化し漁獲量の管理を行ってきました。

報告第1号で説明しましたとおり、海域や漁法ごとに漁獲枠を設定し、過不足があれば融通することで、北海道全体の漁獲可能量を超過することのないように管理してきたところであります。

その一方で、一定の未利用枠が生じることとなり、漁獲実績により配分される漁獲可能量が減少してくることが懸念されることから、今回から北海道全体の総量管理とすることといたしました。

次にするめいかですが、これまで国の資源管理方針において、北海道は現状水準とされていたところですが、令和4管理年度から数量管理とされたため、それに合わせて北海道資源管理方針も改正されております。

次に北海道知事管理漁獲可能量ですが、クロマグロの小型魚が12.8トン、大型魚319.6トンとなっております。

こちらは先ほど説明しましたとおり、全道の総量となっております。

次に北海道すけとうだらオホーツク海漁業が現行水準とされました。

また、北海道のするめいかを採捕する漁業として、漁獲可能量が56,000トンとなっております。

以上で報告第3号定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についての説明となります。

(横内会長)

ただいま説明がございました。

委員の皆さんからのご質問等ございますでしょうか。

(委員一同)

ありません。

(横内会長)

特にないということでございますので、次に報告第4号、秋さけ遊漁対策について事務局から説明をお願いします。

(渡邊事務局長)

報告第4号の資料をご覧ください。

秋さけ遊漁対策につきましては、以前より管内組合長会や関係漁業協同組合、管内増協からの要望があり海区委員会での対応を検討してきているところでございます。その要望の内容につきましては、資料2ページの対策要望にあります6点ですが、その検討状況について、途中経過を報告いたします。

資料1ページに戻りまして、これまでの経過についてまとめてございますので、簡単に説明いたします。

表の令和3年12月22日までは第6回の委員会で報告しておりますので、それ以降についてご説明いたします。

令和4年1月27日に、北海道水産林務部の漁業管理課及び漁港漁村課から課長補佐などが来られまして、関係漁業協同組合と秋さけ遊漁に係る要望内容について協議を行っております。

また、2月7日には西網走漁業協同組合から、能取湖内の秋さけ遊漁に係る要望書が提出されております。

要望の内容は、先に提出されておりましたウトロ、斜里第一、網走の3組合と管内増協の連名で提出されたものと同様の内容となっております。

次に2月28日に道の水産林務部水産局長と漁業管理課の担当課長が来られて、このときは主に秋さけ資源回復対策、野生魚の活用について協議が行われております。

さらに3月15日には関係各漁業協同組合の規制要望の具体的な内容についてすり合わせを行い、それをもとに4月14日に遊漁船業者やプレジャーボート団体などとの協議を行って

おります。

最後に、4月20日に水産資源研究所やさけます内水面水産試験場、管内増協、水産林務部漁業管理課などが集まりオホーツク東部地区の秋さけ資源回復を図るための野生魚の活用に係る調査内容や実施方法についても協議しております。

以上が経過となりますが、各対応策の検討状況について、もう少し詳しく説明いたします。

資料2ページの3対応策の検討状況をご覧ください。

まず、沖合海域における対応策の検討状況です。

表に書かれております要望事項の1、2、3、4、6に係るものですが、ウトロ海域につきましては、現在実施しているライセンス制度を継続して実施していくということで、遊漁船業者やプレジャーボート団体からも大きな反対意見等はございません。

ただし、漁業者側からの要望としましてライセンスによる漁獲時期の開始時期を現行の9月1日から9月7日に変更すること、或いは資源量に見合った釣獲尾数の見直しについて、要望が挙げられておりますが、今のところ遊漁者側との調整が図られておらず、継続の協議事項となっております。

次に斜里網走沖合についてですけれども、資料の3ページから16ページが4月14日に開催しました遊漁船業者やプレジャーボート団体との協議の場での資料となっております、その中の14ページに要望をまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

この表の下段に新規の斜里海域、網走海域に係る要望としまして2点記載しております。

一つ目が定置網500m付近の海域の船釣り禁止。

二つ目が、斜里、網走沖合と能取湖内に船釣り禁止区域の設定。

資料の16ページに要望を図としてイメージとしたものがありますので、ご覧ください。

こちらの図面には秋さけ・ます時期の漁業利用状況とともに、岸寄りに黄色く塗り潰した海域と黒い点線の枠が記載されております。

黄色い枠につきましては、ウトロ海域でも規制しております定置網付近における船釣りの禁止を要望する海域となっております。

禁止の期間につきましては、からふとますや後期の秋さけも含めました7月1日から10月31日までの期間という要望です。

また、黒い点線の部分につきましては、たこ箱などの各種漁具や養殖施設が設置されていることから、7月1日から10月31日までの期間、船釣りを禁止する要望となっております。

以上が各組合から聞き取りました規制の要望内容です。

この内容につきまして、遊漁船業者やプレジャーボート団体に4月14日説明したところですが、黄色い枠の定置網周辺の海域については、元々それほど利用がないということもありまして、それについての意見はあまりありませんでしたが、黒い点線の区域については、ライセンス制により隻数を絞った上で承認してもらいたいなど、何とか入れる方法

を検討してもらいたいというような意見が上がっております。

今後さらに関係者の意見を聞きながら調整を図り、委員会指示による制度等を図っていきたくと考えております。

続きまして資料の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

検討状況の二つ目の野生魚の活用についてです。

こちらにつきましては、今年の3月から4月にかけて動きがございましたのでご報告いたします。

近年、秋さけ来遊量が減少している原因の一つとしまして、ふ化放流魚の遺伝的劣化があるのではないかとされておりまして。

このため、遺伝的多様性を守るために親魚捕獲河川の河口規制の拡大や非捕獲河川での河口規制について、要望しているところでございました。

非捕獲河川における河口規制につきましては、全道的にも例がなく、水産林務部に相談したところ非常に難しいのではないかとの意見もございましたが、野生魚を活用した融和型のふ化放流事業を検討にあたり必要な各調査を実施するため、規制が必要な旨説明したところ、一定の理解を得ることができました。

現在、調査を実施する河川や調査内容、実施方法、調査に必要な規制内容について、関係機関と検討している状況であります。

最後に、全国海区漁業調整委員会連合会への要望についてですが、抜本的な遊漁対策を実施するためには、国の法令改正が必要になります。

そのため、全国海区漁業調整委員会連合会からの政府要望事項として提案していくこととしており、例年7月頃にその要望の取りまとめ依頼がございますので、これに向けて文案を整理したいと考えております。

以上で報告第4号の秋さけ遊漁対策についての説明となります。

(横内会長)

委員の皆様方からのご質問、ご意見等を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

(高桑委員)

報告第4号の秋さけの遊漁対策ですけれども、北海道全体でやると中々進まないのが地域を絞っていくのですけれども、いつか機会があれば北海道として北海道全体の遊漁対策について、報告してほしいと思います。これで終わりではないですからお願いします。

(阿部委員)

今の意見ですけど組合長会でも報告したとおりです。当管内からは全面的に秋さけ釣りを禁止するというので全道組合長会に挙げています。5月12日に、札幌で取りまとめて出

すのですけども、そのときに他の地区が、どんな態度で来るのか。これはまだ分からないのですけども当管内としては、全面的に禁止して欲しいということを出していますので、また確認していきたいと思います。

(新谷委員)

今、阿部委員からお話があったように北見管内の組合長会も含めて、秋さけ釣り全面禁止ということで北海道、そして全道組合長会に向けて、色々と発議しているところです。直近の情報ですと根室管内の組合長会でも根室管内増協の会長をしている萬屋組合長が、北見管内でこういう取り組みをするという話をしたそうです。全面的に根室管内としても足並みを揃えていくということです。

高桑委員から話があったとおり、ウトロ、斜里第一、網走で色々と先行して進めていますけれども、このさけ釣り禁止については言うのは簡単ですけど現実問題として難しいものがあると思います。

これは武部代議士にも話をしていますし、今度、来ていただけるとすれば長谷前水産庁長官に可能かどうか相談をかけていて、手順を踏んでいけば可能だというような回答をいただいています。

馬場委員とはオホーツク東部地区より三陸の方が厳しく、全く商売にならないというか、漁業の体をなしていない水準まで落ちてきていると。そういうところを有力なさけ・ますの水産議員もおられるので、こういうところも含めて全面的にさけ釣り禁止を北海道だけではなく東北5県も合わせて国に対し陳情する方向へ持っていったらどうだろうかということも道定置協会にも大きな根っこになるものだと思いますので話をしているところでもあります。

(馬場委員)

先般、北海道定置協会の理事会がございまして道に対する要望書についても定置協会として、秋さけの資源管理を含めた中で、さけ釣り禁止の要望について要望書に付け加えております。

また先日、日本定置協会の理事会がございまして、その中でも水産庁への要望書の中にこの事も加えた中で水産庁に要望していくことになっております。

(横内会長)

ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

(一同)

ありません。

(横内会長)

管内だけじゃなくて全道全国で、足並みを揃えて皆さんのご尽力をいただきたいと思えます。海区委員会としてもやれることをやっていきたいのでご指導ご協力をお願いしたいと思えます。

それでは以上で本日の委員会を終了いたします。大変どうもありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。